CITIZENS FORUM for RENEWAL

No.98

1998年10月号

(社)行革国民会議 東京都千代田区麹町2-3 麹町ガーデンビル9階 電話03-3230-1853 FAX3230-1852

http:www.mmjp.or.jp/gyoukaku

行革国民会議ニュース

分権社会を目指して日英交流

自治・分権ジャーナリストの会幹事 大和田建太郎

はじめに

世の中の変化を生む要素は日本の場合、東京・永田町や霞が関にあるのではなく、やや離れた地域あるいは、周縁の人々の心の中にあるのかもしれない。そこで醸成される改革へのエネルギーが時折、中央のコップの中の争いに正気を取り戻させる源泉ともなるのではないだろうか。英国でも、スコットランドやウェールズという周縁地域が改革の源となつた。

地方分権推進委員会の第5次勧告をめぐる動き を横に見ながら、今年9月下旬、日英・地方分権 セミナーを東京、札幌、仙台、沖縄の4地区で聞 いた自治・分権ジャーナリストの会の一員として、 そのように思うのである。

英国保守党に代わって昨年春に登場した労働党 政権は、矢継ぎ早に地方自治の改革に取り組んでいる。サッチャー政権の経済合理性の追求という 哲学を縫承しながらも、政策決定と責任を地域に 担わせる路線を歩んでいる。4地区のセミナー参 加者たちにとって、英国の研究者や実務家、ジャーナリストとの交流は、英国同様に何事も中央の 意向を仰いできた地域の実態を見つめ直し、将来 を模索する機会となったのではないだろうか。会 場で語られた改革への意欲は、地下水の鼓動のように力強く、秋風のように爽やかだった。 明治時代の国民国家の土台づくりから産業革命まで、日本がその後塵を拝してきた英国だが、長年「英国病」といわれる経済社会の停滞に悩み、やがては大口ンドンなどの広域的自治体を廃止して地方自治の母国とされてきた歴史までもかなり捨ててきた。その英国が不死鳥のように蘇りつある。現場のエネルギーに触れてみたい、というのがセミナーのねらいだった。レーガン、サッチャーが先導したのが行政改革であったとすれば、今日、国際的な趨勢となっているのは地方分権であろう。日本でもグローカリズム(グローバリレ+ローカリズム)が声高に叫ばれているが、地方自治にかかわる人びとはどこか井の中の蛙、あるいは内弁慶なところがある。たまには、外の風に当たってみようと、仕込んだイベントであった。

ジャーナリスト集団の生い立ち

ジャーナリストは人一倍、好奇心が強く、新しがり屋である。地方分権の声が上がると、いっせいに「総論賛成」を増幅した。しかし、何事も中央の情報に依存しがちなのがメディアであり、個々のジャーナリストもその情報源に寄生してきた。政界の関心の的が他に移れば、一過性の出来事に終わる。そのことを懸念する仲間は、どこにでもいた。

目 次

- 1 分権社会を目指して日英交流 自治・分権ジャーナリストの会幹事 大和田建太郎 1
- 2 東京都の財政危機 東京自治研究センター 菅原 敏夫 5
- 3 東京都の行政改革 神奈川大学教授 竹下 譲 9
- 4 東京都情報公開制度懇談会、提言を発表 情報公開を求める市民運動 三木由希子 16
- 5 事務局より 19

そんな仲間が自治・分権ジャーナリストの会の 看板を掲げ勉強会を始めたのは、分権推進委員会 の第1次勧告直前の96年末であった。委員会の 西尾勝東大教授を招いて国会記書会館で開いた最 初の集いでは、地方紙を含む新聞、通信、放送記 者らが「キカンイニン事務の廃止」という言葉に 戸惑いながら、おぽろげな未来像に目を輝かせた。 すでに北海道に同じ組織が発足しており、やがて 関西にも姉妹団体が生まれた。報道機関の従事者 たちは、共通した問題意識をもっていたのである。

グループには、何人もの知恵者がいた。年会費による予算というものがない。出版社にFAXを置いて事務局の受付台にし、勉強会場は無料で使える記者会館となった。勉強会は、推進委員会委員や市民活動家、知事らを講師に2ヵ月に1度の割で開かれた。凶漢に襲われた柳川喜郎・岐阜県御嵩町長も社会復帰して間もなく、古巣の記者会館にやってきた。土曜午後というのに、40人の仲間が、NHK解説委員から転身し、文字どおり血を流して小さな町の自治の刷新に取り組む町長の話に耳を傾けた。

「地方では、上級官庁ほど偉いものはない。役場の幹部が『10万円の料理代がかかっても、1億円の補助金がとれるからすごく効果がある』というので、エーと顔を見たことがある」「政治的な野心はない。ただ、何が正しいのかに絞り上げて、少なくとも晩年の生きざまだけはきちんとしたい」

関心を持続させることが不得手なわれわれ記者 仲間には、贅沢な体験談であった。

委員会の活動は、傍目には一進一退の繰り返しであった。守りの中央官庁はともかく、攻めるべき地方に士気がない。地方自治の夜明け前には、ほど遠い雰囲気であった。そんなときに、政治家でも呼んでセミナーをというアイデアが仲間から飛び出した。

夏季セミナー「分権型社会へのシナリオ」は97年7月中旬の2日間、日本プレスセンターで開かれた。白川自治相はじめ主要政党幹部や推進委員、学者、労組幹部、知事がそれぞれの抱負を語ってくれた。政治家たちは介護保険を担うだけの能力をもつ自治体形成の必要性を力説し、市町村合併の推進と受け取れそうな講釈となった。それは、分権推進に半信半疑であることを正直に物語っているようでもあった。

兵庫県知事は、補完性 (サブシディアリティー)の原則、つまり地域の意思決定は住民の身近な場で行われるべきであるというマーストリヒト

条約やヨーロッパ地方自治憲章の精神を引用して、地方自治基本法の制定を訴えた。委員会の審議の外にあった学者は、後退が伝えられる第2次勧告案について「委員会が当初掲げた改革の重要な柱が4、5本あったとすれば、その1本か2本は無事に立っているが、あとは虫食いで崩れそうになっている」と厳しく批判しつつも、「マイナーな改革にしてしまっていいのかという問いかけを、われわれ研究者も自治体関係者もマスコミも、早い時期にやるべきだった。忸怩たる思いが去来する」と語った。戦わずしての敗北の弁は、どこか場違いな響きがあった。

牢固たる中央集権システムに風穴を開ける作業は、一筋縄ではやれない力仕事なはずである。よき批判者でありながらも、同時にそれそれの持ち場で市民や自治体関係者とともに壁を乗り越えようと悪戦苦闘する研究者、学者であれば、教え子たちも見習うだろう。そのようにして、果たせぬ夢への悔しさ、無念さをバネにした再出発のエネルギーが蓄えられるに違いない。連戦連勝の期待は、無い物ねだりである。

司会者席には地方紙の仲間も座わり、それぞれの紙面で講演と議論を報道した。自治労委員長が自治体職員の分権時代への心構えとして「今までと違って市民と直接向き合って役に立つ職員になるよう自己改革が要請される」と述べた。それを読んだ某県知事は「本当に、あのように講演したのか。そうであれば、心強い」と委員長に電話してきた。古めかしい階級意識丸出しで労使交渉に臨む地元職組にうんざりした知事は、「県民の前で議論しよう」と持ちかけていたのであった。

セミナーの参加者130余人のうちジャーナリストは約半数にすぎなかったが、列島各地から飛行機賃をかけて参加してくれた地方紙記者もいた。 講演記録のテープを分担して起こし出版することになった。年初来、各地の新聞に増えていた地方分権の連載記事も集約して加えることにした。

収集した14紙の連載記事を分折した北大の神原勝、木佐茂男両教授は「かつての公害キャンペーンを思わせる追力だ」と驚いた。新聞協会の雑誌・新聞研究で地方紙論説委員たちが「連合して分権推進の論陣を張り、中央を包囲しようではないか」と気炎を上げていた。その熱気が、全国紙では見られない紙面づくりをしていた。詳細は昨年秋に出版された『分権社会のデザイン』(ぎょうせい)にゆだねる。これに収録した取材記者の手記の中で、熊本日日新聞の記者は、職場結婚をご法度にしてきた役場の人事慣行を批判する記事

に「好ましいことではない」という自治省コメントを加えたことを自省していた。

「上級官庁の下す判断を、無意識に金科玉条に して押しつけてしまう安易さが、新聞(自分)に もなかったか」

分権社会を前にして、意識の改革をもっとも迫られているのは誰であるかを、突きつけてくれた 文章である。

しらけムードを吹き飛ばした英国の動向

地方分権は所詮、お役人の縄張り争いにすぎないとする見方は当初からあった。分権推進委員会の第2次、第3次勧告が出されるにつれて、世論の関心も次第に冷え込むことになった。国と地方の事務区分を明確にするという立場の推進委員会が基地用地にかかわる知事の代理署名を解消することを是認したとき、沖縄のマスコミは「これでは、中央集権化ではないか」と背を向けた。テープ起こしの苦労をともにした地元紙の東京支社の仲間は「本社は分権の記事に食いつかない」と嘆いた。労働、厚生省などの地方事務官制度を廃止して、国の指揮下に置いたことは、地方団体や自治労などをしらけさせた。

そうではあれ、長期戦につきものの厭戦気分を 吹き飛ばすニュースが、英国から流れてきた。ス コットランドやウェールズに地域議会を創設し、 サッチャー政権が潰した大ロンドン庁を再構築す るため、住民投票を行うというのである。スコットランドでは、独立を叫ぶ地域政党(スコットランド民族党)が国会での議席を着実に伸ばしてきており、地元の労働党や自由民主党の参加する討論集団が地域議会の青写真を描いていた。

労働党の果敢な挑戦には、長年の地方譲会支配によって堕落しかかってきた自らの地方組織を刷新して、地域の活性化を促すというねらいも込められていた。万年与党化した地方議会の腐敗は、洋の東西を問わない現象だ。

折しも、来日した英国・国際地方自治協会のジェレミー・スミス会長を勉強会の講師に招いた。 地域議会の創設は地域アイデンティティーが明確な地域への分権であり、イングランドでも同じまかが展開されそうであった。イングランドを英国と訳してしまう通訳の言葉に目を白黒させたレクチャーの後に、われわれは分権論議に欠落していたものに気づくことになった。国民国家の下で地域のアイデンティティーについて無頓着でありだた日本社会では、金太郎飴を輪切りにした街づくりが横行してきた。とりわけ、東京発の情報が全国くまなく届くことをよしとしてきたジャーナ リストは、地域アイデンティティーというものを深く考えることもなかったのではないか。しかし、地域の人びとが随所で主となるべき分権社会にあっては、その地域アイデンティティーが欠かせないはずだ。

とにかく、現地を見たいという気持ちが、仲間に共通していた。自治体国際化協会の前ロンドン事務所長、横田光雄氏からレクチャーを受けて、にわか勉強を始めた。様変わりする英国政権に関する一連のシリーズでボーン・上田賞に輝いた読売新聞ロンドン支局員の伊熊幹雄が受賞のため帰国したところをつかまえ、背景情報を仕入れ、スコットランドの代表紙ヘラルドのアルフ・ヤング編集局次長も紹介してもらった。ひと足早く、行革国民会議の並河事務局長が北欧と英国の分権の旅から戻り、現地の空気を伝えてくれた。すでに、国民会議事務局は英国資料をインターネットで入手する役割を引き受けていた。

今年4月下旬、7社8人のグループがフィンランドで4日間、英国内で10日間の共同取材に旅立った。自治体国際化協会ロンドン事務所は英国の専門家やジャーナリストを交えたセミナーを開いて、われわれの準備不足を補強してくれた。このセミナーで、スコットランド自治体協議会の事務局長は「わが国の自治体はスキャンダルの巣窟だ」と語り、バーミンガム大学教授は目治体という馬の前にニンジンをぶらさげた漫画を示して、改革につとめる政府とのギャッブを説明した。

日本でも、改革と呼ばれるニンジンは、自治体の食欲をそそっているわけではない。リージョナル・ガバーンメントの創設は英国地方自治の新天地をもたらす試みではないかという日本側の評価には、「過大評価である」という反応であった。自治体選挙の低投票率、市民の目の届かないシティーホールの奥で決められる物事、市政におけるリーダーシップの曖昧さ.....、地方自治改革の前途に立ちはだかる難問の山に関係者は頭をかかえているようでもあった。

日本ではゴールデンウイークだが、英国でも土 日曜に続いて月曜のバンク・ホリデーと3連休に 見舞われた。しかし、ロンドン・セミナーで会っ たストラスクライド大学のゲリー・ストーカー教 授が、グラスゴー郊外の自宅で日曜教室を聞いて くれた。バンク・ホリデーには、ヘラルド新聞の アルフ・ヤング氏が分権問題と新聞の役割を話し てくれた。

新聞で議員の公私混同などをたたかれていたグラスゴー市では、議員の倫理綱領案のパンフレットを玄関脇に並べていた。エディンバラ市の担当

者は「地域議会の下で、基礎自治体の仕事を拡大することが課題だ」といっていた。チームは分散して、北アイルランドやマンチエスターなどで取材した。ちょうど行われていた大ロンドン庁をめぐる住民投票は、40パーセントどまりの低投票率だったが、賛成が多数を占めた。投票を前にした夕刊紙の連載記事は、補助金の目的外使用や職員のズル休みの多さを列挙しつつも、刷新に取り組む自治体の動きに着目していた。

列島縦断

スコットランド議会創設の動きは、エディンバラ大学客員研究員で取材チームもお世話になった琉球大学の島袋純助教授らの研究者が早くから注目していた。森嶋通夫ロンドン大学名誉教授は2年前、日本の新聞でスコットランド方式の沖縄への応用を唱えていた。われわれはまた、イングランドで保守政権下で実現していた国の地方出場機関の一元化を受け皿にして、労働党政府が地域、会の創設をさぐっていることにも関心をもった先機関に予算提案権をもたせようとして官僚の抵抗に遭遇したが、イングランドでは出先機関が地域の自治体、民間団体のアイデアに予算を付けることまでやっているのだ。

「日本で用事があったら呼んでくれ」というストーカー教授の言葉が、次のステップになった。 日英セミナーを9月下旬に開きたいと月例会で提案したところ、河北新報が仙台セミナーを名乗り出た。オックスフォードに滞在中、スコットランドの住民投票のニュースに接していた北大の山口二郎教授の口利きによって、北海遺町村会が札幌セミナー事務局を引き受けた。沖縄の自治制度の拡大を目指すプロジェクト報告をまとめていただくことに治労は沖縄開催を決め、島袋助教授の大学の上司である江上能義教授に面倒をみていただくことにした。日程上、京都や福岡での開催を見送らざるを得なかった。

スポンサー探しから会場の交渉まで、仲間の分担作業となった。年度途中ではあったが、国際交流基金や英国大使館、大和日英基金などが好意的に応じてくれた。あとで分かったことだが、勉強会メンバーではない読売の論説委員が国際交流基金の幹部に後援の打診をしてくれたことが、順風に恵まれるきっかけとなった。ストーカー教授、ヤング氏に加えて、ブリティッシュ・カウンシルは北イングランド・ダーラム県の行政官、キングスレー・スミス氏を講師に選んでくれた。

東京セミナー事務局は行革国民会議に置かせて

もらった。東京都が資料集の作成を引き受け、東京セミナー会場のマンパワーを提供した。プログラムづくりや郵送事務は、市民運動全国センターが有償ボランティアでやってくれた。

9月20日に来日した講師陣には、28日までの間に東京、札幌、仙台、那覇でセミナーのはしごを押しつけることになった。さながら列島縦断の"一座"は、それぞれの開催地で分権問題をめぐる英国の体験と開催地の取り組みをぶつけ合い、刺激し合う議論を交わした。マスコミも2頁のセミナー特集をつくるなどして対応した。各会場の話題については、資料集を参照いただきたい。

沖縄セミナーでは、帰国中の森嶋通夫教授が講演した。沖縄の海軍部隊が玉砕した昭和20年6月11日、九州の大村で大田実少将からの「沖縄県民斯ク戦へリ県民二対シ後世特別ノ御高配ヲ賜ランコトヲ」という暗号電文を解読した通信兵である。セミナーでの教授の東アジア共同体構想提案を伝える見出しが、沖縄タイムスと琉球新報の紙上に躍っていた。

「沖縄をアジアの首都に」「アジア共同体の首府に」

森嶋教授はNHKテレビ番組「視点論点」にも 登場して、この提案を広く呼びかけた。EU諸国 での地域主義の背景には、欧州復興基金の現代版 ともいわれるEUの構造基金とサブシディアリティーの原則とが連動してきた経緯がある。アジア 諸国への資金援助に寛大であった日本が、対象国 における地域生活の向上を願うのであれば、まず 自国の地方自治の活性化を率先しなければならな い。それが、この共同体の前提ではないだろうか。

各地の議論の中に、マスコミのありようについての指摘もあった。東京会場で、地方分権推進委員会専門委員でもある関西経済連合会の井上義国氏が、府県を越えて広域的課題に取り組む関西連携構想が東京ではほとんど報道されていないことについて、言論の一極集中による弊害であると述べた。かつて東京集中に抗して、2眼レフ論を唱えてきた関西はいま、中央での分権論議が冷え込むのを下支えする役割を果たしている。

ストーカー教授は、今後の英国の分権の方向に関して「メディアという社会基盤が政治的な論争や公衆の関心に焦点をしぼった方向転換を促す位置にあるかどうか。権限移譲に対するメディアの関心がどこまで持続するか」と述べて、報道姿勢の重要さを強調した。中央の関心が散漫になっているとき、推進役は地方紙ではないだろうか。日本新聞協会報は、スコットランドの分権推進に尽力したヤング氏のインタビュー記事を掲載した。

地方紙が果たし得る可能性を考えるヒントともな ろう。

中央省庁再編の作業が進む中、地方分権推進委員会は第6次勧告に取り組む。中央から地方への権限と金の移転という重要な課題はともすると、不完全燃焼のままに先送りされてきた。第1次の段階で委員会が早々と見切りをつけた河川、国道

の管理問題にしても、結果として委員会審議の対象となった。今後とも「残り火」は大切にしたい。

大きな事業には、国民と政治家の学習過程が必要だ。外から眺める余裕もほしい。ジャーナリスト集団が曲がりなりにも、そのような機会を創出し得たかどうか。

東京都の財政危機

東京自治研究センター 菅原敏夫

青島知事の財政危機宣言

10月の13日、青島幸男東京都知事は記者会見で「緊急アピール」を読み上げた。「東京都は平成8年度から、都民の皆様のご協力を得ながら財政健全化に取り組み、内部努力や施策の見直しを進めてまいりました。しかしながら、長引く景気低迷の影響を受け、現在、財政破たん寸前の危機に直面しています。」これに続けて、「今年度のと税収入は、当初予算に対して4400億円程度の減収となる見通しです。これは今年度だけの問題ではありません。」と述べた。4400億円という額の大きさが注目を引いた。記者団のこの危機に至った原因はという問いに、知事は景気の予想外の低迷と繰り返すばかりであった。

東京都は現在 1999 年度 (平成 11 年度)の予算編成のまっ最中である。10 月の下旬の各局の予算原案の発表の直前のタイミングをねらって、知事サイド、財務局サイドが査定をおこないやすい環境づくりを試みたという政治的思惑もないわけではなかろう。しかし、そうした政治的思惑とは別に「危機」が本物であれば、誰にとっても緊急に検討し対処しなければならない課題だ。以下の小文はその検討の素材である。

時間の節約のために結論だけを先に述べておこう。筆者の考えでは「危機」は本物だ。ただし、危機の原因については知事の考えと違うので当然対処の処方箋も異なる。危機の本質は西暦 2004年に仕掛けられた時限爆弾(後に述べる「2004年問題」)に向かって進んでいく自治体財政の破局なのであって、今年の景気低迷に伴う危機のみではあり得ない。むしろ今年の事態はその一歩にすぎない。そして、何よりも考えが異なるのは、「破たん」の意味するところが、知事がいうような「財政再建団体への転落」なのではなく、「再

建団体に転落」したところで決して「再建」され えない、と主張する点にある。言い方を変えれば、 「再建団体への転落」を回避したところでそれは 再建を何も意味しないということである。

財政再建団体とは

議論を共有するために「財政再建団体」の定義に触れておこう。

「財政再建団体」は地方財政再建促進特別措置 法(昭和 30 年法 195 号)の指定を受けた団体のこ とである。1954 年度(昭和 29 年度)は反動不況に よって自治体は軒並み大幅な赤字を記録した。そ の赤字を「財政再建債」という特例の赤字地方債 によって救済するためにこの法律は作られた。自 治体の議会の議決を経て自治庁(当時は自治省で はなく自治庁)に申し出、財政再建計画を作って、 赤字を起債で埋め、利子補給という公的資金の注 入と自治庁・都道府県のコントロール下に再建を 果たすという、なにやら金融機関の救済のような 仕組みであった。この法律に強制適用の条項はな い(これも金融機関救済の相似形)。ただ、赤字が 一定の幅以上になると、文教、厚生、消防、土木 施設などの公共・公用施設、および公共・公用の 土地の取得のための起債は認められない、という 指定を受けないことへのペナルティは用意されて いた。

1954 年度の赤字限りの特別法による措置であったが、これが今日まで生き延びている。したがって、現在の財政再建団体は(現在再建団体はたった1団体)、正確には1955年法の準用によって再建を行う「準用再建団体」ということになる。どのような自治体が指定を受ける「資格」があるかというと、都道府県においては実質収支の赤字が標準財政規模の5%以上(東京都の場合には23

区全体を一つの市として計算した赤字も合算するという特例があるが)、市町村の場合は 20%以上の歳入欠陥がある自治体に申請の資格がある。実際の東京都が有資格者になるためには今年の場合、約 3200 億円の実質収支の赤字がそのラインになる。

規制の制限

知事の発表になる歳入欠陥の予想は 4400 億円だったから、これではそのまま財政再建団体になる(なれそうだ)と思われるが、4400 億円の歳入欠陥予想と実質収支の赤字額は同じではない。というのは、自治体の財政はいまだに大福帳、単式簿記に現金主義だから、現金が入ってくるものは借金だろうが何だろうがすべて歳入となる(ちなみにその逆、基金を積み立てるために現金を基金に出せば支出と記帳される)。つまり借金をすれば赤字にはならなくてすむ。もちろん借金は無制限にできるわけではない。それに都の起債は自治省の許可制の下にある。

もう一つの都の心配は地方債の借りすぎによる 起債の制限である。起債制限比率(公債費比率か ら償還財源が地方交付税によって補助される金額 を控除したもの)が 20%を超えると起債に関して 自治省による制限が付く。20%以上 30%未満の場 合一般単独事業債と厚生福祉施設整備事業債が許 可されない。30%以上になると一般事業債すべて について許可されない。一般単独事業債と厚生福 祉施設整備事業債は東京都の場合毎年合計数千億 円の発行実績がある。これが許可されないと一般 財源がもともと足りないのだから事業はストップ してしまう。これが「起債制限団体への転落」で ある。ただし、この起債制限には行政手続き上い ささか問題がある。制限の基準は法令による根拠 を持たず、起債許可方針という通達によって決め られているのである。さらに許可方針の中には、 「給与その他財政支出の状況が著しく適正を欠き、 かつその是正のために必要な努力を払わないも の」などと客観的な根拠が乏しく恣意的な運用を 許し、制裁措置として用いられているような事実 がある。財政支出が著しく適正を欠くのはもちろ ん問題なのだが、その判断は市民が行う他はない だろう。

税収不足は当然

さて本題に戻ろう。4400 億円という歳入欠陥 の額は巨大だ。不況は深刻の度を増している。不 況の予想を超えた深刻さによってこうした歳入欠 陥が出たというのは通りやすい道理だ。しかし不 況はこの数字を説明しない。知事の説明は当初予算に比して 4400 億円もの歳入欠陥が出るという説明だ。元の当初予算の妥当性も検討しておかなくてはならない。

当初予算では都税の収入額は4兆6200億円と 計上されている。前年当初予算比 2915 億円の増、 伸び率 6.7%である。このような伸びを期待して よいのかという疑問がわき起こる。この増加のう ち 2233 億円は地方消費税が平年度化することに よって生じたものであるので、特殊要因だとして もこの数字の説明はつくように思われるかもしれ ない。しかしネットで 2915 億円の増加のための 試算には、減税のための個人都民税の減少や低金 利を反映した利子割交付金の減少、土地取引の低 調による不動産取得税の減少などを補って、1558 億円の法人二税(法人事業税及び法人住民税)の伸 びが前提されているのである。バブル期の都税収 入のピークが 1991 年度(平成 3 年度)の 4 兆 8494 億円であったから、今年度はその 95%をカバーす るまでに回復しているとの判断なのである。その ねらいははずれた。このことは不可知だったわけ ではない。当初予算と同時に提出された前年度の 最終補正予算では、都税を 1053 億円も減額補正 し、前年度の都税収入額はほぼ 4 兆 2232 億円程 度になることは分かっていた。消費不況で地方消 費税も当初予算を割り込んだ。この数字を元にす れば、財政当局は今年、税の 9.4%の伸びを期待 していたことになる。もちろんそんなことは誰も 信じていない。

法人二税を多めに見積もったのには理由がある。本年度当初予算を「財政健全化に大きな区切りをつけた予算」であると誇るためには収入を多く見積もり、減税補てん債の計上見送りを行う予算でなければならなかったのだ。半年後、一転して破たんの危機に直面するといった事態に追い込まれた。収支を合わせるためには減税補てん債の再計上や、当然のこととして支出の抑制が求められる。

4400 億円の減収というのには自作自演の跡が見てとれる。最終補正と同額の実績に応じた当初予算であったならば、減収はたしかに深刻だけど、当初予算のとき騒ぐか、当初予算で支出の削減を行えばよかったのである。そのガバナビリティが知事には欠けていた。突然の予想もできなかった事態でないという意味で危機ではないが、ガバナビリティの欠如は危機である。

不用額でつじつま合わせ

あと半年弱、知事選を目前にした時期にはまた 同じ騒ぎが繰り返されそうな気がする。困難な条 件にもめげずもう一度財政健全化に見通しをつけ た予算というのが登場してきそうである。来年度 当初予算は否応なく骨格予算となろう。そこでま た、勘定は足らないのだけれど銭は足りる収支が 出てくるのである。積立金も少し増えるのではな いだろうか。いつもそうだからである。そのから くりは巨額の不用額である。先の自民党の反乱の 過程で、96 年決算で 3824 億円の使い残し、不用 額が明らかになった。銭をあわせるのは東京都の 場合不用額である。東京の地下水の貴重な水源の 一つが水道管からの漏水であるように、東京都の 財源の一つの貴重な源泉は予算の「不用額」であ る。

これからが本当の危機

今回の「緊急アピール」をつじつま合わせの努 力のために使うのではなく、歳入歳出双方の抜本 的な見直しに使うのであれば意味もあろう。しか しそれだけでは真の危機は回避できない。真の危 機は、長期にわたって過去の起債の償還費用に苦 しめられるということである。過去も巨額の償還 費用を背負ったことがあったが、例外なくインフ レ基調で解消のめどがついた。デフレ基調の中で

の償還額の急増は初めての経験だ。とくに 2004 年には減税補てん債の一括償還の年がやってくる。 借り換えでしのぐとしてもそれは先送りにすぎな い。ことは特別区や市町村も同じである。そのと きに都財政はあてにできない。必要なときに都財 政は役割を果たせず、都区財調を巡って特別区と 分け前の争いを始める。都政の「失敗」である。 巨額の償還費は特別区との間で、すべて都区財調 が吸収して支払うと約束されているのだ。その 4 年前には清掃事業の区移管によりこれも巨額の需 要が特別区の側に移っている。介護保険も始まり 団塊の世代は退職を始める。現金需要が集中する。 それを平準化するアイデアはまだ出されていない。 ピークをさらに高くするようなハコモノ行政にみ んなは汲々としてきたのだから。これはたしかに 財政の危機である。それを認識し得ないのも危機 である。このままでは 2004 年のあとに破局はや ってくる。そう考えれば、「再建団体」への転落 そのものは危機でも何でもないことが理解されよ う。転落したところでそこに待っているのはこの 世と同じ地獄である。自治省の指導があれば「再 建」できるなどと信じる根拠はもうそこにはなに もない。相当な知恵が試されている。

表 1 財政規模等の推移			(一般会計当初予算)						単位:億円、%			
区分	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10
財政規模	43,603	52,298	62,101	66,630	70,691	72,314	70,112	68,350	69,700	68,650	66,550	66,750
伸び率	6.9	19.9	18.7	7.3	6.1	2.3	-3.0	-2.5	2.0	-1.5	-3.1	0.3
一般歳出	35,527	42,812	50,958	55,395	59,210	61,473	60,089	57,831	58,583	57,368	53,884	51,799
伸び率	7.7	20.5	19.0	8.7	6.9	3.8	-2.3	-3.8	1.3	-2.1	-6.1	-3.9
経常経費	28,715	32,500	36,562	37,562	39,969	41,481	40,691	40,229	41,812	42,116	42,116	41,211
投資的経費	6,812	10,311	14,396	17,833	19,241	19,993	19,398	17,603	16,771	15,252	11,768	10,588

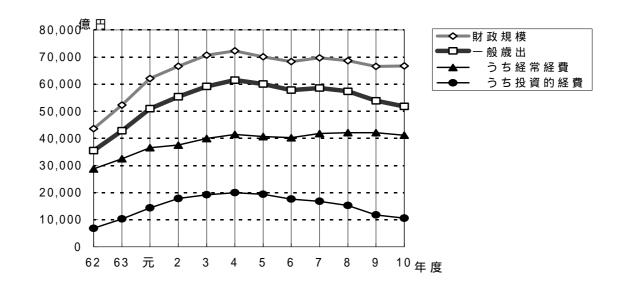


表2 歳入の概要(一般会計)

(単位:億円、%)

	10年	F度	9年	度	+苗汀安百	+ 一	
区分		構成比		構成比	増減額	増減率	
都 税	46,200	69.2	43,285	65.0	2,915	6.7	
国庫支出金	4,831	7.2	5,054	7.6	223	4.4	
繰入金	1,738	2.6	3,888	5.8	2,151	55.3	
うち財政調整基金	-		2,200	3.3	2,200	皆減	
都 債	5,260	7.9	5,450	8.2	190	3.5	
その他の歳入	8,721	13.1	8,873	13.3	152	1.7	
合 計	66,750	100.0	66,550	100	200	0.3	

注:その他の歳入は、分担金及負担金、使用料及手数料、財産収入、諸収入などです。

表3 都税の状況 (単位:億円、%)

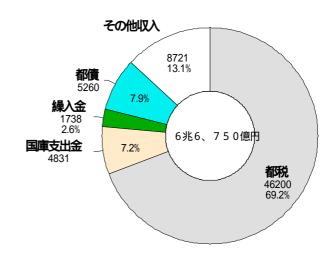
	区分	10年度	9年度	増減額	増減率
i	都 税	46,200	43,285	2,915	6.7
j	地方消費税	3,633	1,400	2,233	159.5
差引		42,567	41,885	682	1.6
	うち徴税努力分	400	-	400	皆増
	(累計)	(1,200)	(800)		

表 4 都税収入 税目別内訳主な増減(税目別)

(単位:億円)

区分	増減額
合 計	2,915
法人二税	1,558
その他税	1,357
個人都民	税 98
都民税利·	子割 338
繰入地方	肖費税 2,233
不動産取	得税 252
自動車税	35
固定資産	锐 191
事業所税	2
都市計画	脱 60
その他の	税 30

歳入の概要(平成10年度)



神奈川大学教授 竹下 譲

(都民のための行政改革を考える会委員)

質の行革

東京都は「このままでは財政が破綻する」との 緊急アピールを青島知事がするなど、いま深刻な 財政危機に直面しているが、そうしたなかで、東 京都はこの8月に「行政改革大綱見直し方針」を 公表した。

いま実施されている「行政改革大綱」は平成8年3月に策定されたものである。策定後、たった2年しかたっていない。それにも拘わらずもう「見直し」であり、「どうして?」という疑念を持つ人も少なくないであろう。しかし、景気低迷が長引くなかで、国レベルでも地方レベルでも、経費の節減や公務員の数の整理といった、これまでの『量の行政改革』には限度があり、行政の運営が立ち行かなくなってきている。

『質の行政改革』すなわち行政の仕組みそのものを見なおすことが早急に必要となってきているのである。東京都が「さらなる行政改革なくしては明日の都政はない」という認識のもとに、「行政改革大綱」の見直しに取り組んだのは当然といわなければならない。

そつのない答案

今回公表されたのは「見直し方針」である。今後、この方針に基づき都庁全体で見直しに取り組み、都民の声や区市町村の意見を反映しながら「新たな行政改革大綱」を策定するという。したがって、「新大綱」で内容が変わる可能性はらしたものの、今回の「見直し方針」は"すばらしおものの、今回の「見直し方針」は"すばらしれたるという面で必要といえそうな改革の視点はすべてという面で必要といえそうな改革の視点はないほどである。「都民との協働」はもちろん、「企業経営の視点」も導入するべきであるとし、また、「説明責任の視点」の導入も謳い上げている。

もちろん、ケチを付けようと思えば、つけることもできるであろう。また、用語の使い方で適切でない(少なくとも、筆者にとっては、気に入らない)ところもある。たとえば、「最少の経費で最大の効果」という文言を使っているが、これは、能率を追求する用語として一般に使われているとしても、誤解を招きやすい用語といえる。そもそも、「最少の経費」で「最大の効果」を生むこと

は不可能というべきである。今後の都政にとって 必要なのは「適切な経費」で「適切な効果」をも たらすこと、言い換えれば、納税者である都民に とって「納得のいく経費」で「納得のいくサービ ス」を実現することであろう。そうであれば、そ のように明確に表現しなくてはなるまい。

しかし、そうはいっても、この「見直し方針」が"すばらしい作品"であることには変わりがない。ただし、"すばらしい作品"と筆者がいうのは、多分に皮肉をこめていっているのである。露骨にいえば、"そつがない"という表現のほうが的確である。

本気かどうか

たとえば、「見直し方針」には種々の改革案が 列記されているが、そこに網羅されているものは、 極端にいえば、どれをとっても、これまでの都政 のシステムを抜本的に変えるもの、実現するのが 大変な改革案である。こういう革案を同時並行的 に実現していくのは不可能といってもよい。それ をさらりとした形で列記しているのをみると、本 当に改革しようとしているのか、疑問にならざる を得ない。少なくとも、網羅しているすべての改 革案を本当に実現しようとしているとは信じ難い。 本当に実現しようという意思がある場合には、言 い換えれば今回の「見直し方針」を優等生の作文 に終わらせないためには、今後、「新たな行政改 革大綱」を策定する過程で、改革案に優先順位を つけていくことが必要である。あるいは、是が非 でも実現しなければならないことに焦点を絞るこ とが必要といわなければならない。もっとも、後 述するように、組織再編については「組織再編素 案」として具体的な改革案を提案している。その 意味では、今回の改革は組織再編に焦点を絞って いるともいえるが、そうであれば、「見直し方 針」をことさらに公表する必要はあるまい。また、 「組織再編素案」と「見直し方針」との関係も、 正直なところ、定かではない。

「考える会」の特異な審議方法

この「見直し方針」は都知事を座長とする「都 民のための行政改革を考える会」の審議を参考に して策定されたといわれている。筆者もこの考え

る会のメンバーに加えてもらっているが、この会 の審議方法も特異であった。事務局である東京都 の職員が説明する原案あるいは報告に対して意見 をいうことはできるが、委員相互の議論をするこ とはできないのである。筆者の考えでは、原案は 事務局に策定してもらうとしても、それをたたき 台にして委員の面々が議論し、修正していく、そ して、たとえば改革案の優先順位をつけていくと いうのが、常識的な審議だと思うのであるが、こ うした審議はしてはならないという雰囲気があり、 実際にも、委員の面々は意見をいうだけの審議が 毎回続いている。これでは、何も会合を開く必要 がないのではないか、電話などで意見を聞けば十 分ではないかと思えるくらいである。「見直し方 針」が"すばらしい作品"になったのは、「考 える会」の委員が議論をせず、勝手な結論を出さ なかったためといえるとしても、「考える会」の 審議形態は変えるべきでなかろうか。

組織再編は出来るか

行政改革はときを移さずに実行することが必要である。このためであろう。「見直し方針」を踏まえたものと思われるが、東京都は「組織再編素案」を策定し、「見直し方針」と同時に公表した。この「組織再編」の最大の特色は、32の行政分野を設定し、それにあわせて現在の局編成の組み直しをしようというところにある。都政を政策立案重視という方向に転換しようというものであり、単なる再編ではなく、目的を持った再編案として評価することができる。

問題となるのは、この「組織再編」は、都の組織の抜本的な改革だという点である。組織を根こそぎ新しいものに変えるというような改革案には、

あらゆる方面から抵抗が発生するのは必然である。 都職員の抵抗はもちろん、現在の都政のもとで 種々のサービスを享受している都民のなかにも、 抵抗するものがいよう。政治家の反発も大きいに 違いない。中央省庁の反発、あるいは、区市町村 の反発があるかもしれない。改革を実現するには、 こうした抵抗を説得し克服していくことが必要で あるが、それをどのようにして達成しようとして いるのであろうか。

「組織再編素案」は、また、「事業本部」の検討を提言している。行革大綱の「見直し方針」で打ち出した企業経営の視点の導入を実現するための具体策であるが、これは恐らくイギリスの「エージェンシー」を念頭に置いたものといってよいであろう。

筆者にいわせれば、いま都政に最も必要なのは、この種の組織再編である。「事業本部」の導入によって分離できるものはすべて都の局部から分離し、どうしても分離できないというものについてのみ、前述の行政分野による再編を考える。そのほうが、現在の行政運営の行き詰まりを打開する方法としてはふさわしいのではなかろうか。

いずれにしても、早急な改革が必要なことは否定できないところであるが、しかし、一方では、あまり急ぎすぎても、"ああではない、こうではない"というような議論で改革が先に進まないということも懸念される。この際、発想の転換を図り、「組織再編」の実験をするということも検討の必要があろう。事業本部や分野別再編のいくつかを実験という形で実施し、その効果を確かめていくという手法である。その実験の過程で都民や関係者の合意を形成することもできるのではなかろうか。急がば回れである。

東京都行政改革大綱見直し方針(抄)

平成10年8月

東京都

NOTE: ここに掲げたのは、「見直し方針」を事務局で抜粋したものです。抜粋にあたっては、状況説明の部分を省き、結論部分だけにいたしました。全文は、東京都のホームページ http://www.metro.tokyo.jp/で入手できます。また、インターネットをご利用にならない方でご入用な方は、事務局までご連絡ください。

はじめに

東京都は、平成8年3月に「東京都行政改革大綱」を 策定したところであるが、大綱策定後、地方分権の進展 等社会経済環境は急激に変化しており、行政運営のあり 方全般にわたって、新たな視点も加えて見直すことが急 務となっている。このため、本年度中に行政改革大綱を 見直すこととした。

本見直し方針は、行政改革大綱の見直しに当たっての

こうした基本的な考え方と今後の進め方を示すものである。今後、本見直し方針をもとに全庁的に行政改革大綱の見直しに取り組み、本年度中に新たな行政改革大綱を策定するとともに、合わせて個別具体的な実施策を明らかにする実施計画を取りまとめる。

第1章 さらなる行政改革の必要性

- - いま、なぜ行政改革なのか -

- 1 社会経済の構造変化
- 2 東京の将来像
- 3 都の果たすべき役割
- 4 さらなる行政改革へ向けて

第2章 行政改革大綱見直しの必要性

1 これまでの行政改革の取り組み

昭和54年度からは「財政再建」、昭和59年度からは「活力ある都政の推進」、昭和62年度からは「都政の近代化」を基本理念として、三次にわたる行政改革を実施してきた。平成8年3月には、これまでの改革の成果を検証のうえ、従来の簡素効率化等の視点に加え、「都政と都民との新しい関係の創造」などの観点から、中長期的な都政のあり方を示す、東京都行政改革大綱(以下「大綱」という。)を策定した。大綱では、「生活者の視点の重視」を基本理念に、都政の基本的役割を「東京のコーディネーター」と位置づけ、「隠しごとのない、開かれた都政の推進」、「自治と分権の確立」、「無駄のない都政運営と時代にあった施策の展開」を改革の方向とした。

都は、この大綱に基づき、都民のための都政改革の実現に向けて着実に取り組み、都民の声総合窓口の設置、東京ボランティア・市民活動センターの開設、高齢者施策推進室設置等の組織の見直し、目標を上回る職員定数の削減などの成果をあげてきたところである。

2 都政を取り巻く社会経済環境の急激な変化

大綱策定後、都政を取り巻く社会経済環境は急激に変化している。

- (1)地方分権の進展(略)
- (2)規制緩和の進展(略)
- (3)長引く景気低迷(略)
- (4)行政に対する信頼感の低下(略)
- (5)国・地方を通じた行政改革の動き(略)

3 行政改革大綱の見直し

大綱策定後、都政を取り巻く社会経済環境が急激に変 化する中で、都政運営のあり方があらためて問い直され ている。

簡素効率化をはじめとする現行の大綱の視点に基づく 実施策のみでは困難となってきており、社会経済環境の 変化に的確に対応し、行政運営のあり方全般にわたって、 新たな視点も加えて見直すことが急務となっている。

大綱は、平成8年度を初年度とした概ね3か年を計画 期間としているが、さらなる行政改革を速やかに実施し ていくため、計画期間の終了を待つことなく、本見直し 方針に基づいて見直し、平成10年度を初年度とする新 たな行政改革大綱(以下「新大綱」という。)を策定す る。

第3章 行政改革大綱見直しの基本的な考え方

1 新大綱の基本理念と位置づけ

新大綱においても、現行の大綱と同様、「生活者の視点の重視」を基本理念とし、都民のための都政改革を推進していくものとする。

2 新大綱のメインテーマ

(1)「量の行政改革」とともに「質の行政改革」を重視 する行政改革

これまでの行政改革においては、組織、定数や事業の整理・縮小・廃止など、簡素効率化を目的とする、いわゆる「量の行政改革」を中心として取り組んできた。大綱の見直しに当たっては、「量の行政改革」はもとより、いわゆる「質の行政改革」の取り組みにこれまで以上に重点を置く

具体的には、行政評価制度の導入、情報公開制度の充 実、文書管理制度の見直し、高度情報化への対応等の行 政システムの改革や、政策形成機能の強化、事業実施部 門の強化等を内容とする組織の再編などに取り組む。

(2) 都民が変化を実感できる行政改革

行政改革の目的は、都民にとって真に必要なサービスを最少の経費、最良の形で提供する都民本位の都政を実現することにある。このため、大綱の見直しに当たっては、「都庁が変わった」と都民が実感できるよう、都民と接する第一線での都民サービスの向上の取り組みを重視する。

(3)職員一人ひとりが、都民の生活感覚をもって取り 組む行政改革

どれほど立派な改革目標を掲げたとしても、職員の仕事に対する姿勢が変わらなければ、改革の実効をあげることはできない。このため、今回の行政改革は、一人ひとりの職員が、行政サービスの受け手である都民の立場に立ち、都民の生活感覚で業務をあらためて点検し、行政運営における問題点を認識することから始まる改革とし、職員の問題意識の高揚と積極的な取り組みを重視する。

3 改革の新たな視点

大綱の見直しに当たっては、従来の視点に以下の新たな視点も加えて、行政運営のあり方全般にわたって見直 しを行っていく。

(1)分権の視点

地方分権の趣旨を踏まえ、行政がこれまで当然のこととして担ってきていた分野を含めて、NPO、ボランティア団体等へのいわゆる第三の分権も進め、都民の施策実施への参画を一層促し、都民との協働の実現を図る。

また、庁内における分権を進めるとともに、職員の創 意工夫を促し、その能力を最大限発揮させ、組織の活性 化を図るなど、分権の視点を行政運営に活かしていく。

(2)企業経営の視点

都民サービスをより効果的・効率的に提供していくうえで有効な、企業経営の基本である「費用対効果の検証」、「市場原理・競争原理の活用」、「事業成果の検証」など、いわゆる企業経営の視点を行政運営に反映していく。

(3)説明責任の視点

より一層公正で民主的な都政の実現に向けて、こうした説明責任の視点に立ち、都民にわかりやすく開かれた 都政を推進していく。

第4章 新たな行政改革大綱における取り組み

新大綱のメインテーマである「都民感覚から始まる都政の構造改革」を推進し、都民のための都政改革を実現していくため、次の6つの課題に積極的に取り組んでいく。

1 わかりやすく開かれた都政へ

都政を都民にとって身近なものとするには、なにより もわかりやすく開かれた都政を推進することが重要であ る。

(1)都政の透明性の向上

(見直しの基本的な考え方)

「東京都公文書の開示等に関する条例」を改正し、開かれた都政にふさわしい情報公開制度の確立を図る。また、外部監査制度を導入するなど、監査機能の強化を図る。

(2) 都民との情報の共有

(見直しの基本的な考え方)

政策形成過程の情報や問題の提起、解決策の提案を盛り込んだ提案型広報の一層の拡充を図る。また、都民への迅速な情報提供に役立てるため、高度情報化を推進し、情報の提供・公開体制の整備を進める。

(3) 都民の声の反映

(見直しの基本的な考え方)

懇談会や審議会などの会議の公開、議事録などの資料の提供を充実し、懇談会等への委員の公募制を一層拡大する。また、共生社会を実現する観点からも、都政に参画する機会を拡充していく。

さらに、広域的な開発計画等を対象とする総合環境アセスメント制度の導入など、意思決定のできるだけ早い 段階で情報を公開し、都民の声の一層の反映に努める。

2 ともに築く都政へ

都民サービスを最も効果的に提供するためには、様々な事業主体を適切に選択する必要があり、役割分担を明確にするとともに、ボランティア、NPO、民間企業など、様々な主体と協働関係を築いていく。同時に、市民活動の促進を図るための環境整備や仕組みづくりも行っていかなければならない。

(1)都民との協働

(見直しの基本的な考え方)

「特定非営利活動促進法」の周知・啓発を行うとともに、区市町村とも連携しながらNPOが活動しやすい環境整備に努める。また、地域や分野を超えた市民活動を支援するため、NPOなど市民組織の活動を支援する拠点機能の拡充を図る。

都の様々な事業分野において、都民が主体的に参加する機会を増やすなどの事業を実施する。また、行政と市民活動との協働の現状の把握に努め、都民との協働を進めるに当たって、留意すべき点をまとめた指針を策定し庁内に周知する。

(2)民間との役割分担の見直し

(見直しの基本的な考え方)

都民サービスを最も効果的、効率的に提供するため、 「民間でできるものは民間へ」という原則を踏まえ、

- 1)都の事務及び事業とする必要性が失われ、又は減少している業務
- 2)都が自ら実施する必要性に乏しく、民間に委託して実施する方が効率的である業務

等については、民間に任せるという基本的な考え方に 立って、民営化・民間委託等を進めていく。

3 期待に応える都政へ

(1)都民サービスの向上

(見直しの基本的な考え方)

都民が求めるサービスを的確・適切に提供することや 開かれた都政の実現を目指し、高度情報化等の新たな取 り組みを含め窓口事務などの改善を一層推進する。

また、このような取り組みが継続的、体系的に行われるような仕組みを確立していく。

(2)行政評価制度の導入

(見直しの基本的な考え方)

政策や事務事業の目標や結果を明らかにし、その成果を客観的に評価したうえで、常に見直しに反映していくなど行政運営に活用できる都にふさわしい行政評価制度を検討する。

(3)事務事業の効果的な展開

(見直しの基本的な考え方)

明確な政策目標に基づき、優先順位を定めて施策の選択を行い、その実施体制を決定していく必要がある。そうした中で、施策の重点化や再構築を行い、「時代変化への適合」、「役割分担の明確化」、「事業効果と負担の均衡の確保」、「行政コストの最小化」の視点に立って、新たな施策展開や既存の事業の見直しに取り組んでいく。

4 スリムで機敏な都政へ

(1)行政システムの見直し

1)人事制度の見直し

(見直しの基本的な考え方)

職員一人ひとりの能力を確実に発見し、最大限に開発、 活用することが必要である。

そのため、採用、昇任、配置、業績評価、研修制度な ど総合的な人材の確保・育成・管理のプロセスにおいて、 職員の能力と業績に応じた人事管理を一層推進していく。

また、「あるべき職員像」を示し職員のモラールの向上を図っていくとともに、自己啓発を促す仕組みを充実させていく。

さらに、労働人口の年齢構成の変化や国における新た な再任用制度の導入などの動向等も踏まえ、時代変化に 対応した人事制度を検討していく。

2)給与制度の見直し

(見直しの基本的な考え方)

一般職員の勤勉手当への業績評価等の反映など、引き 続き能力と業績に応じた給与制度の一層の推進を図って いく。

また、特殊勤務手当等諸手当の不断の見直しなどを行い、今後とも社会経済環境の変化に対応した給与制度等の一層の適正化に努めていく。さらに、国の新たな再任用制度の導入等を踏まえ、高齢社会にふさわしい給与制度のあり方を検討していく。

3)会計制度の見直し

(見直しの基本的な考え方)

公正性を確保しつつ、より簡素で迅速な事務処理ができる会計制度を実現する。このため、公正で効率的な審査制度の確立、迅速で効率的な出納システムの整備、物品管理制度の簡素効率化などに取り組む。

また、事業の成果を明らかにし、都民への説明責任を 果たす決算を目指す。

4)契約制度の見直し

(見直しの基本的な考え方)

入札・契約手続の透明性の向上の観点から、不正を防止し、情報公開に対応した入札・契約システムの構築を 図る。

また、多様な入札・契約方式の導入の観点から、入札 者の企業努力や民間の技術力を活かす入札・契約方式の 検討を行うとともに、価格のみの競争の見直しを検討す る。

さらに、簡素で効率的な事務処理の観点から、不良不 適格業者の参入を排除するシステムの導入の検討を行う とともに、全庁的な契約情報の共有化を図る。

5)文書管理制度の見直し

(見直しの基本的な考え方)

情報の電子化を前提とした効果的・効率的な文書事務 等の制度や、電子情報を活用するための体制及び手法を 確立する。

6) 庁内分権、事務改善

(見直しの基本的な考え方)

中央管理部門と事業実施部門との役割を見直すなど、 事業実施部門をより一層重視した権限の配分と責任の明 確化を図っていく。

また、責任と権限の明確化を図りつつ、意思決定権限の合理的な配分など意思決定の仕組みの見直しを行い、時代変化に対応可能な制度を確立する。

内部管理業務については、高度情報化等の取り組みにより、効果的・効率的に事務が処理できるように制度や 手法を検討する。

(2)組織の再編

(見直しの基本的な考え方)

都政を政策立案重視へと転換し、柔軟性や効率性を内 在する執行体制を確立するため、都民にわかりやすく、 積極的に課題解決に立ち向かい、組織に期待される能力 の発揮を促す組織を編成する。

そのため、局の再編、統合を含めた機構の見直し、政 策形成機能の強化、事業実施部門の強化等に取り組む。

本見直し方針を踏まえ、組織再編素案を策定し、各方面からの広範な議論を経て、組織再編に取り組んでいく。

(3)適正な定数管理

(見直しの基本的な考え方)

平成10年度を初年度とする第二次定数削減計画を確実に達成するとともに、施策の見直しや地方分権の推進、組織の再編等を的確に反映した適正な定数管理を行い、少数精鋭によるスリムで効率的な執行体制を確立する。

(4)職員の意識改革

(見直しの基本的な考え方)

意識改革を進めていく。また、職員の創意工夫をより 一層活かす方策についても検討し、前例や、いわゆる役 所の論理にとらわれず、自ら果敢に改革にチャレンジす る意識を高めていく。

(5)東京都監理団体の自律的経営の促進

(見直しの基本的な考え方)

団体の自律的経営や、団体のインセンティブの向上の 観点から、団体に対する指導監督や財政支出、団体の役 職員の人事・給与制度などのあり方について見直してい 〈

また、団体に市場原理や競争原理をより一層導入していく観点から、最適な経営形態の選択を検討していく。

さらに、団体経営基盤の強化や関連事業の連携などを 図るため、団体の再編にも取り組んでいく。

5 身近な行政を支える都政へ

(1)地方分権の推進

都は、地方分権を着実に進めていくための指針として、本年7月に「東京都地方分権推進計画大綱」を策定した。 今後、この「東京都地方分権推進計画大綱」に基づいて、地方分権を着実に進めるために「東京都地方分権推 進計画」を策定し、区市町村との協議や調整を行い、機 関委任事務制度の廃止への対応、区市町村への法令によ る権限移譲や任意の事務移譲などに取り組み、税財源措 置を含め、国・都・区市町村の役割分担を明確にしてい く。

さらに、区市町村との対等な協力関係を実現するため、 都の区市町村に対する関与の基準や手続の整理、都と区 市町村の関係調整の仕組みや都の補助金交付に係る関与 や手続の見直しなどを行っていく。

また、地方分権の推進に伴い、都の執行体制の見直し、 職員の意識改革や政策形成能力の向上などを図り、新た な行政体制を構築していく。

(2)都区制度改革の推進

本年4月、都区制度改革関連法が成立し、平成12年4月に施行されることとなった。これにより、特別区が基礎的な地方公共団体として法的に位置づけられることとなった。

今後、都と特別区との新たな関係の構築に向けて、特別区と協議を進め、清掃事業その他の事務事業の円滑な移管や都区財政調整制度をはじめとする税財政制度の改革の具体化などに着実に取り組み、都区制度改革の実現を図る。

6 ゆるぎない都政へ

都民にとって真に必要なサービスを安定的に提供できるように、財政的な「力」を持つゆるぎない都政を目指す必要がある。

(1)財政の健全化

今日の都財政の現状からすれば、自己の責任において、 限られた財源を有効に活用するための厳しい「痛みを伴 う選択」を行うこともまた避けることはできない。

今や、都が実施すべき事業は何か、その事業を最少の 経費で実施する体制をどうつくるか、という課題に取り 組まなければならない状況にある。

この「選択の時代」への取り組みは、単年度ごとの対応では不十分であり、中長期的視点に立った取り組みが求められている。

このため、本年7月に発表した「中長期的視点に立った財政運営の指針」に基づき、税財政制度改革の課題達成に努めるとともに、こうした制度上の改革が直ちに実現しない場合にあっても、必要な都民サービスを確保できる財政的な「力」を持てるよう、歳出総額の抑制、構造的な問題への対応、予算編成手法の改善への取り組みを進める。

第5章 新たな行政改革大綱の策定に向けて

1 本見直し方針の位置づけ

本見直し方針は、大綱を見直すに当たっての基本的な 考え方と今後の進め方を示すものであり、本見直し方針 に基づき、全庁的に大綱の見直しに取り組み、本年度中 に新大綱を策定する。

- 2 改革への都民の声の反映(略)
- 3 区市町村等関係方面の理解と協力(略)
- 4 庁内の取り組み
- (1)新大綱策定に当たり、全庁に係わる行政システム の見直しは、行政改革戦略会議の分科会を中心に検討す る。

また、各局においては、本見直し方針に基づいて、各局の行政改革推進本部を中心に、具体的な実施策の検討に取り組む。

- (2)改革に当たっては、職場からの改革を重視して、「一係一改善運動」を展開し、全職員が主体的に参画する全庁挙げての行政改革に取り組む。
- (3)行政改革を推進するに当たり、管理監督者の果た す役割は重要である。管理監督者は、職員の先頭に立っ て、職員とともに改革を推進していく。
- 5 新大綱と実施計画の策定
- (1)新大綱の示す改革を着実に実現するため、改革の 具体的実施策とその年次計画を盛り込んだ実施計画を合 わせて策定する。実施計画は、平成10年度を初年度と し、全庁実施計画と各局実施計画を策定する。
- (2)全庁実施計画については、全庁に係わる行政システムの見直し策など、主要な実施策を盛り込み、行政改革推進本部において進行管理する。
- (3)全庁実施計画に盛り込まれる以外の各局個別の実施策については、各局が実施計画を策定し、各局の行政 改革推進本部において進行管理する。

(4) 実施時期の区分

緊急を要する実施策については速やかに実施するとと もに、将来を見据え、中長期的な観点からも改革に取り 組んでいく。

このため、実施策については、緊急性、優先性、必要性などを勘案して、次の三つに区分して、取り組むこととする。

アクション1(短期的な取り組み)

…平成10年度に実施するもの

アクション2(中期的な取り組み)

...平成12年度までに実施するもの

アクション3(長期的な取り組み)

…実施に当たり、3年を超える期間が必要となるも の

組織再編素案に掲げられた行政部門、行政分野の分類

行政部門	行政分野	主な事務
都政の方向を 決定する部門	基本的万向 財政 広報 公聴 区市町村行政 税務	基本政策立案、政策調整、基本構想・長期計画策定、多摩島しょ振興策の立案、調査、統計 財政制度、財政計画、予算、公債 広報、報道、情報公開 集会公聴、世論調査、都民相談、苦情処理 地方分権推進、広域行政のあり方検討、 区市町村行財政の調整・支援 税制企画、課税、徴税
内部管理等を 担当する部門	内部管理 組織人事	文書、惰報システム管理、法務、契約、庁舎管理、財産管理部門 組織管理、定数管理、人事管理、労務管理
都民の個人生 活を豊かに する部門	人権 労働 男女費 教 教 等 致 民活 動 文 と 際 化 と 際 れ と と の と の と と と の と と と と と と と と と と	人権施策指針策定、人権に関する普及啓発 労働相談、労働教育、職業能力開発、労使関係の改善 男女共同参画の推進 不適正取引、表示適正化、消費者相談、市場経営 都立の大学の管理事務、私立学校の許可・指導・助成 ボランティア活動等の市民活動支援、特定非営利活動団体の認証 文化活動支擾、文化行事助成、文化施設整備 国際交流、国際協力、地域国際化、渡航事務 平和に関する普及啓発
総含的な都市 づくりを担当 する部門	災害対策 土地利用 市街地開発 都市施設整備 交通 住宅	防災、応急対策、災害復興 都市整備政策、多心型都市づくり、広域的計画、土地利用計画、 土地利用の規制誘導、地価対策 地域整傭、市街地再開発、土地区画整理、新住宅市街地開発 鉄道・道路・駐車場・河川・上下水道・ごみ焼却場の計画、整備 都市交通計画、交通需要管理、交通安全、鉄道・バス事業への助成 住宅政策、住環境整備、良質な民間住宅の整備、区市町村住宅事業の支援、 都営住宅の整備・管理
都民の安全で 快適な環境を 確保し、創出 する部門	公害 自然環境 資源エネルギ 一廃棄物	大気保全、水質保全、土壌汚染対策、騒音・振動対策、環境アセスメント、 有害化学物質対策、地球環境保全 自然保護・回復、緑化推進、森林保全 新・未利用エネルギー導入、省エネルギー、省資源 廃棄物の適正処理、リサイクル
都民の健康で 安心できる暮 らしを支える部門	保健 医療 福祉	健康づくり、母子・成人保健、疾病対策、環境・食品・獣医衛生 医療対策、医療従事者対策、救急・災害医療、薬事衛生、病院事業 地域福祉、生活保護、児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉、青少年の健全育成
産業推進を 担当する部門	産業 港湾	商工業振興、農林水産業振興、臨海部閑発 港湾経営、港湾整備、離島港湾漁港空港整備

総務局発行職員むけ広報誌「みんなの行革」第8号(9月2日)による

事務局注:ここに掲げたのは行政改革大綱見直し方針と同時に発表された組織再編素案のなかの「知事部局における行政部門の設定」を一覧表にしたものです。知事部局以外の東京消防庁、公営企業及び行政委員会事務局については、「知事部局における組織再編を念頭に、組織の簡素効率化はもとより、柔軟性と効率性を内在した執行体制を確立するよう、組織の見直しを検討する」と書かれており、具体的にはいわゆる「エージェンシー」や事業本部を念頭に置いているようです。

なお、現在の東京都の知事部局は、総務、財務、主税、生活文化、都市計画、環境保全、福祉、衛生、労働経済、住宅、建設、港湾、清掃の13局で編成されています。上記の表の部門を仮に新しい局編成と考えますと、それが7局になることになります。ただし、そこまで決定的な書き方にはなっておらず、事務を政策別に大括りにするとこうなるという表現となっています。

東京都情報公開制度懇談会、提言を発表

進む抜本的な条例改正の動き

情報公開法を求める市民運動・三木由希子

(東京都情報公開制度懇談会委員)

去る9月4日、昨年9月から東京都情報公開条例の改正を検討していた懇談会が条例改正の提言を発表した。およそ1年間、21名の委員から構成される懇談会と、その中に設置された、懇談会委員のうち5名の学者からなる小委員会による計36回にわたる議論によりまとめられた提言は、条例の抜本的な改正を提言しておりその論点も多岐にわたっている。全体的な内容は国の法案と同レベルのものとなったが、ここではその提言の内容を紹介したい。

わかりにくくアピール力に欠ける側面も

情報公開制度の議論で最も立場のわかれるところが、「知る権利」を明記するか否かだ。東京都でもこの点は大いに議論となったが、結局明記はせず、「この条例は、日本国憲法の保障する地方自治の本旨に即し、都民が知ろうとする都の保有する情報を得られるよう、公文書の開示を請求する都民の権利を明らかにするとともに…」と提言している。

一見してわかりにくい表現だが、要は条例が憲法の理念に基づくものであること、開示請求権が都民の「知る権利」を保障するものであることを、「知る権利」と言う言葉を用いらずに表現していて、実質的に「知る権利」を保障した内容になっている。この提言には、明記積極派と消極派の平行線の議論の妥協点としての意味合いが色濃い。

懇談会では、提言本文には少数意見を入れないという原則のもとに検討を進めてきたため、まとめの段階では両者の妥協点を探らざるを得ず、その結果このような提言が出てきたのだ。いかにもわかりにくい表現で、真意が伝わりにくくアピール力に欠けるが、これによりどうにか積極派と消極派の面目が保たれ、合意に至ったというところである。

このわかりにくさは、請求権者の定義にもある。 東京都の現在の条例は「広義の都民」という定義 の仕方をしていて、都民・都内に通勤通学するも の・都内に事業所を持つもの・都と利害関係を持 つものが請求できるとしている。懇談会での議論 では「何人」説が有力であったが、「何人」とす ることにより自治権の範囲を超えることや、情報 公開のコストは都民の税金で負担されているのだ から、といった消極的な意見が出された。

その結果、両者の中間的な立場として、利害関係人の範囲を「実施機関が保有している情報の入手を必要とする理由を明示して請求する個人及び法人その他の団体」と定義することにより、理由を提示すれば実質的に「何人」も請求できることを提言している。実際は「何人」説であるにもかかわらず、言葉そのものは用いないことで消極的な合意がなされたというところだ。

積み残された課題

情報公開で最近特に争点となっているのが、公務員の氏名の公開をどうするのかだ。個人名はこれまで個人が識別される場合は非公開情報に当たるという運用がされてきた。しかし、最近の判例の動向を見てみると、公務員の職務に関連した個人名は公開とし、個人のプライバシーと職務をわけて考えている。また、公務員の氏名公開に関する特別の規定を設ける条例が増えてきている。

これまで、都でも会議費・交際費といった個人名の非公開に批判の強いものについては、開示基準を要綱で定めて氏名の公開を実施している。しかし、提言では個人名の公開につながる直接的な言及はない。個人名の公開については、会議費・交際費以外を「開示の基準を、新たに新設される運営審議会で検討する。」として、問題を実質的に先送りにした。そのため、個人名がどこまで公開されるようになるのかは依然として不明確なままであり、課題の積み残しとなった。

積み残されたもう一つの課題は閲覧手数料である。東京都の現在の条例では、公開された文書、決裁・供覧等の事案決定手続等1件につき200円の閲覧手数料が徴収されている。懇談会では、この閲覧手数料を廃止すべき、徴収すべき、そして徴収する代わりに公益減免の措置を導入すべきという3つの視点から議論が進められた。

すでに条例を制定している47都道府県のうち、 閲覧手数料を徴収しているのは東京都以外には静 岡県・岡山県・香川県だけで、他はコピー代など の実費しか徴収していない。また、香川県では請求目的と請求者による公益減免措置を導入し、事実上の閲覧手数料の無料化を行っている。このような状況から、請求した経験のある市民を中心に手数料の無料化を求める声があげられたが、結局引続き徴収することとなった。また、懇談会では、徴収するのであれば公益目的の請求には手数料を減免すべきという議論に多くの時間が割かれたが、「何を持って誰が公益と認定するのか」という従来からの議論を超えられず、このような措置は講じないこととなった。

しかし、かすかな前進はある。文書の件数のカウント方法を変え、コピー代を値下げすることが明言された。また、「実施機関が公表又は文書閲覧室への備付けその他の不特定多数の都民が知りうる方法により公にするべきと判断したものについては、手数料を免除しなければならないものとする。」として、公にされているべき文書が情報公開請求されたときの手数料免除が明言された。問題も多いが、これらは現行条例よりはましになった点だ。

非開示情報の整理は成果

提言には、成果も多くある。しかし、残念ながら技術的な成果が多く、わかりやすくこれらの成果が示されているとは言い難い。個人情報は別として、非開示情報がかなり整理されたことは、懇談会の成果と言える。

成果の1つが、これまでの条例にあった信頼関係・協力関係という主観的であいまいな文言が排除され、非開示の判断をする際は客観的で合理性を求める規定に整理された点だ。それは、国等関係情報の廃止、行政運営情報の規定の提言に表れている。

現行条例で国等関係情報は、「都と国等の協力 関係又は信頼関係が損なわれるおそれが認められ るもの」と規定されていて、「協力関係・信頼関 係」が当事者間の主観によって判断される傾向が あった。提言では、この規定を削除し、これまで 国等関係情報により機関委任事務に係る主務大臣 からの非開示の指示に対応してきたものを、今後 は法令秘情報を「法令及び条例又は法的拘束力の ある指示」と見なおして対応することとした。ま た、法的拘束力を持たない指示の場合は、行政運 営情報・意思形成過程情報などの非開示条項で開 示・非開示を判断することとした。

同様に信頼関係の言葉が削除されたのが行政運営情報だ。現行条例では非公開約束で任意に提供された情報を、行政運営情報の「関係当事者間の

信頼関係が損なわれると認められるもの」という 規定で対応してきた。しかし、現行の規定は信頼 関係という主観的な判断基準によるもので、不必 要に非公開範囲が広げられる解釈運用がされるき らいがありった。そこで、提言では信頼関係を 「合理的かつ明確な要件に限定する」趣旨の規定 に変更し、非公開への第三者の信頼が正当と認め られるものに限定した。この任意提供情報につい ては、規定自体の是非が問題となるが、従来のよ うな信頼関係で対処するのではなく、合理的・客 観的基準を盛り込んだところは成果と言える。

また、現行の合議制機関等情報の規定は削除となった。この規定は、合議制機関がその要綱や冒頭の議決で非公開を決めると、その議事録や資料の内容を問わずに形式だけで非公開となる規定だ。それが削除され、今後は意思形成過程情報など他の非開示規定で、情報の内容によって判断することとなった。この規定は、東京都で最初に導入され全国的に広まったもので、そのルーツである都で削除が決まったのは、意味のあることだ。

非開示情報の1つとして、存否応答拒否の規定 について、その提言を見てみたい。これは、情報 のあるなしがわかるだけで公開したのと同じ意味 を持つ情報に対処するための規定だが、導入の賛 否はわかれている。提言では、運用の中で行政指 導で請求を取り下げてもらうといった対処をする より、規定を設けて処分として位置付け、異議申 立てや裁判で争うことができるようにするとした。 あわせて、濫用防止策として、事前に情報公開担 当部局に照会し、事後に運用をチェックする運営 審議会に報告する制度を設けるとしている。さら に、異議申立ての審査では、存否応答拒否の審査 で、仮にこの処分は不当となり文書の存在が確認 された場合には、引続きその文書の公開・非公開 の審査を行うという運用の工夫をすることを提言 している。

その他の成果

非開示情報以外にも、成果はある。まずは、対象文書の範囲が格段に広がったことだ。現行条例では、事案決定手続等に限定し、電子情報は対象外となっている。提言では、国の法案と同様に「組織的に用いるもの」を対象文書とし、記録されている媒体によって区別しないこととしたため電子情報も対象となった。この変更により、これまでの手続的な要件で対象文書が限られることがなくなる。

また、公安委員会を国の法律施行を待って実施 機関に加えることを明言した。都の監理団体(い わゆる外郭団体)についても、条例の趣旨にのっとり情報公開を行う旨の責務規定を設け、その推進のために都が指導を行う責務規定を設けることとした。これは、各監理団体に情報公開がゆだねられているという点で、足並みのそろった統一的な情報公開が実施されないという問題もあるが、これまで手付かずだった監理団体の情報公開を推進する姿勢を明確にした点は評価できる。

他にも、非公開の場合の異議申立てを審査する 情報公開審査会の権限が明確になった。これまで、 運用として非公開の文書を実際に見て審査をする インカメラ審理や、非公開情報を分類しそれぞれ の非公開理由を説明するボーンインデックス類似 手続といったものが、運用ではなく審査会の権限 として明記されることとなる。

そして、情報公表・提供制度の一環として、「複数回開示請求を受けて開示した場合等で、都 民の利便及び行政運営の効率化に資すると認められるものについては、公表又は文書閲覧室への備 付け等により、公にしておくよう努める責務を規 定する。」と提言し、都民の利便に資することを 明言している。このような責務規定が明記されている条例は、極めてめずらしい。

会議公開のもとでの改正議論を

以上に上げたものの他にも、さまざまな問題点・成果があるが、懇談会の最大の成果は、懇談会・小委員会の全ての会議が公開で行われ、議事録も速記録が東京都のホームページなどを通じて広く公表されたことだろう。起草委員会も兼ねた小委員会も非公開とされることはなかった。また、懇談会員21名のうち3名は公募による委員で、私自身、その公募委員の1人として議論に加わってきた。東京都のような大きな規模の自治体で市民参加と会議公開が同時に実現したということは、市民と行政の関係が少しずつ変わってきている兆候なのかもしれない。

東京都では提言の公表により改正議論は一段落したが、現在、各地で条例改正が進められている。都道府県に限ってみれば、すでに、北海道・高知県では抜本的な条例改正が実施され、改正条例が施行されている。また、要綱で実施していた愛媛県も、条例への改正を行った。秋田県では、条例改正の答申が今年の4月に出されている。現在進行中のものとしては、神奈川県・大阪府で抜本的な改正が検討されており、今年度中にも改正の方向が形になる予定だ。都道府県ではないが、横浜市も現在条例改正の検討中であり、最近その中間報告が出されている。

これらの動きの背景には、96年12月に行政 改革委員会が発表した情報公開法要綱案の存在が ある。この中で、地方自治体に対して条例改正・ 制定の努力義務が課され、さらに情報公開法案の 国会提出とあいまって条例改正の動きを後押しし た。このような背景のもとに、東京・大阪・神奈 川という大規模自治体の改正が終われば、今後抜 本的な条例改正の動きは加速するものと思われる。 その際は、開かれた場で、実際に請求している人 の意見を聞きながら議論が進められていくことが 望まれる。

(付)最近の情報公開法案の動向

情報公開法案が国会に提出されたのが今年の3月28日。本会議での趣旨説明により審議入りしたのが4月28日で、審議入りからすでに半年が経過しようとしている。

先の通常国会では衆議院内閣委員会で3回の審議と1回の参考人質疑が行われ、ほぼ争点も出揃い、早々に衆議院通過かという観測もあったが、参議院選挙の結果を受けて、政府案修正への機運が盛り上がっている。

参議院での与野党逆転現象は、政府案の対案として提出されていた野党三党案(民主・自由・平和)と共産党案の内容に沿う修正の可能性を示している。すでに報道されているように、野党は衆参全会派がそろって12項目の修正案を与党自民党に提示している。野党全党が共同行動をとったことは始めてであるし、参議院の議席を考えると、より良い情報公開法を制定するための第一歩を踏み出したことは評価できる。

しかし、それに対する自民党の正式な回答が9月29日に出されたが、内容はゼロ回答に等しいものが示され、依然として厳しい状況であることには変わりはない。そのため、同日、野党議員の呼びかけで、今後の対応を協議したいと急遽議員会館内で集会を持ち、市民の意見を聞く場が設けられた。その場では、修正と早期制定という相反する状況で対応に苦慮していることや、参議院で修正をすると衆議院に戻され時間がかかることになり、また何の担保がないことなどから、厳しい状況が報告された。市民からは、特に手数料と裁判管轄について共通して修正を求める声が出され、早期制定が主張された。

その後も政府案修正のための与野党間と野党間の協議が続けられ、会期末の10月13日になってようやく内閣委員会で情報公開法案が審議された。審議では、やはり与野党ともに従来の立場を繰り返していたが、自民党理事からは委員会の場

で政府案の修正の内容が示されるなど、衆議院で の議論は収束に向かっているようだ。

今後は、法案を次期国会の早々にも衆議院を通過させ、参議院を主戦場に政府案修正が議論されることになる見込みだ。その前提は、衆議院の採決で野党はこれまでの12項目の修正案の立場を維持し、政府案に反対することであり、そうすることによって参議院で「何でもできる」という状況を作るということだ。そのため、最終的には衆議院へ送り返され、両院協議会での決着となる見込みだ。

しかし、成立の時期は不透明だ。年内にもう一度臨時国会開催かと一時は言われていたが、最近になってその臨時国会を開催しないという目算がでてきた。そうすると、年明けの通常国会での審議となるわけだが、そうした場合、参議院でいつ

頃、どの程度審議ができるのかはわからない。通 常国会では、予算案や省庁再編法案などの重要案 件の審議が待っており、総務庁長官がこれらの審 議にとられた場合、情報公開法案の審議はまたも や先送りされるかもしれない。

果たして、政府案修正の上での早期制定を求める市民の声に、国会は答えることができるのだろうか。今後の動向が注目される。

NOTE: 懇談会の提言は、東京都のホームページで入手できます。提言には、逐条的に考え方と審議の経過、用語解説なども付されており、かなり親切なつくりとなっています。インターネットをご利用にならない方でご入用な方は事務局までご連絡ください。

《事務局より》

- 1 今回のニュースは、少し趣を変えて、ひとつは日英分権セミナーの報告、もうひとつは東京都の問題を取り上げました。英国の分権や自治体改革は、現在の日本にとってもいろいろ参考になる点が多く、これからも時折取り上げるつもりです。また、東京の問題は、一種のエアポケットになっていて、正面から取り上げる機会がなかったのですが、今回、いくつかテーマが重なりましたので、特集いたしました。これからも、足下の問題には注意していきたいと思います。
- 2 前回、会員懇談会を公共事業をテーマで開くことを予告いたしましたが、思うようにいきません。既に新聞や総合誌でも取り上げられ出しておりますが、ちゃんとした人からちゃんとした話を聞こうと致しますと、なかなか難しくなります。あきらめてはおりませんが、少し先延ばしにするしかないと考えております。この人の話を聞きたいというご希望があれば、事務局までご連絡ください。
- 3 その代わりというわけではありませんが、以下の要領にて、女性と税・年金というテーマで、公開討論会を開催いたします。税の問題は、いわゆる専業主婦控除の問題、年金の問題は3号被保険者の問題がとりあえずの話題の中心となると思いますが、討論は、「けしかる・けしからん」という感情論ではなく、これからの家族のあり方、女性の就労形態などを踏まえた、前向きの制度設計につなげたものとしたいと考えますし、少子化対策という問題なども絡めていきたいと思います。ご案内状は会員各位には別途お出しいたしますが、今からご予定の中に入れておいてくだされば幸甚です。また、男女を問わず、どなたでも討論会に参加できます。

《女性と税・社会保障を考える公開討論会(仮題)》

日 時 11月16日(月) 午後3時~5時30分

場 所 弘済会館4階 「きく」 (中央線・四谷駅下車5分)

問題提起
これからの家族と女性
お茶の水大学教授
袖井 孝子

女性労働の現状と今後日本女子大学教授 大沢 真知子

これからの税制と社会保障制度 ライフデザイン研究所 前田 正子

全員参加の討論

【訂正】 前号の2ページめに組み版のミスがあって、文章がつながらないところがあります。上から3 行目の下に(見えませんが)線が入ってしまい、そこで文章が右の欄の1行目に跳んでおります。そして、右の欄の3行目が終わったならば、また、左の欄の4行目に移り、その欄の最後から今度は右の欄の4行目に文章がつながることになっております。誠に申し訳ありませんでした。お詫びして訂正いたします。